

## 咬傷事故発生時の対応について

咬傷事故等発生時は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、以下のことを遵守してください。

犬が人をかんだ場合、飼い主は被害者に対し直ちに適切な応急処置及び新たな事故発生を防止する措置を講じてください。(必要により警察への通報や救急出動を要請してください)  
事故発生から24時間以内に、動物愛護相談センター又は保健所に事故発生届出をしてください。

また、飼い主は事故発生から48時間以内にその犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させてください。

### 根拠規定等

#### 「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」

第29条 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から二十四時間以内に、知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生の時から四十八時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

#### 「東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」

第12条 条例第29条第1項の規定による事故の届出は、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 飼い主の住所及び氏名
- 二 当該動物に関すること。
  - イ 種類、年齢、性別及び呼び名
  - ロ 狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)の登録番号、注射済票の番号及び予防注射を受けた年月日(犬に限る。)
  - ハ 法第26条第1項の許可の年月日及び許可番号並びに法施行規則第20条第3号の規定により届け出た措置の内容(特定動物に限る。)
- 三 事故発生の日時、場所及び概要
- 四 被害者の住所、氏名及び年齢
- 五 事故後の措置